

京 都 大 学 自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(部局における管理)</p> <p>第4条 部局(各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この条において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるもの(全学共通施設を含む。))を1単位とするものをいう。以下この条において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(本部の事務組織にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)が管理するものとする。</p> <p>(主任技術者)</p> <p>第5条 総長が別に定める電気工作物の区分ごとに、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者(以下「主任技術者」という。)を置く。</p> <p>2 主任技術者は、資格を有する職員のうちから、<u>その所属部局の長の意見を聴いて、総長が命ずる。</u></p> <p>3 主任技術者は、当該電気工作物の保安を管理する部局の長を補佐し、電気工作物の保安に関する業務を監督するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局における管理)</p> <p>第4条 部局(各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この条において「組織規程」という。)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下この条において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(本部の事務組織にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)が管理するものとする。</p> <p>(主任技術者)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 主任技術者は、資格を有する者の中から、<u>総長が選任する。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p>